

## 資料 4

### たばこ対策の推進について

- 1 たばこを取り巻く最近の状況について
- 2 地方自治体庁舎等における禁煙・分煙状況調査結果

# 1 たばこ取り巻く最近の状況について

## 健康日本21の概要

### ○基本的な方向

- (1)一次予防の重視
- (2)健康づくり支援のための環境整備
- (3)目標の設定と評価
- (4)多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

### ○目標値

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病(心臓病・脳卒中)、がんの9分野にわたり、70項目の目標値を設定

#### 生活習慣の見直し

- 栄養・食生活
- 身体活動・運動
- 休養・こころの健康づくり
- たばこ
- アルコール
- 歯の健康

#### 危険因子の減少

- 肥満
- 高血圧
- 高脂血
- 高血糖

#### 健診等の充実

- 健診受診者の增加
- 健診後の対応の強化
- 等

#### 疾病等の減少

- がん
- 心臓病
- 脳卒中
- 糖尿病
- 歯の喪失
- 自殺

健康寿命の延伸と生活の質の向上など

## 4 たばこ

### 4.1 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 指標の目安

[知っている人の割合]	現状*	2010 年
4. 1a 肺がん	84. 5%	100%
4. 1b 哮息	59. 9%	100%
4. 1c 気管支炎	65. 5%	100%
4. 1d 心臓病	40. 5%	100%
4. 1e 脳卒中	35. 1%	100%
4. 1f 胃潰瘍	34. 1%	100%
4. 1g 妊娠に関連した異常	79. 6%	100%
4. 1h 歯周病	27. 3%	100%

\*:平成 10 年度喫煙と健康問題に関する実態調査  
用語の説明

健康影響:別紙「喫煙が及ぼす健康影響」を参照

### 4.2 未成年者の喫煙をなくす

#### 指標の目安

[喫煙している人の割合]	現状*	2010 年
4. 2a 男性(中学 1 年)	7. 5%	0%
4. 2b 男性(高校 3 年)	36. 9%	0%
4. 2c 女性(中学 1 年)	3. 8%	0%
4. 2d 女性(高校 3 年)	15. 6%	0%

\*:平成 8 年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査

### 4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

#### 指標の目安

[分煙を実施している割合]	現状*	2010 年
4. 3a 公共の場	-	100%
4. 3b 職場	-	100%
[知っている人の割合]	現状*	2010 年
4. 3c 効果の高い分煙に関する知識の普及	-	100%

\*:平成 12 年度中に調査する

#### 用語の説明

分煙の徹底:公共の場や職場における喫煙場所の設置等

効果の高い分煙:受動喫煙の害を極力排除し得る分煙方法

### 4.4 禁煙支援プログラムの普及

#### 指標の目安

[禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合]	現状*	2010 年
4. 4a 全国	-	100%

\*:平成 12 年度中に調査する

#### 用語の説明

禁煙支援プログラム:個人の禁煙を支援するための個別保健指導等

禁煙・節煙を希望する人 男性 女性 総数

禁煙希望 24. 8% 34. 9% 26. 7%

節煙希望 38. 3% 34. 7% 37. 5%

合 計 63. 1% 69. 6% 64. 2%

(平成 10 年度喫煙と健康問題に関する実態調査)

## ○ 健康増進法（抄）

### 第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、

展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するためには必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

健発第0430003号

平成15年4月30日

各

都道府県知事  
政令市長  
特別区長

殿

厚生労働省健康局長

## 受動喫煙防止対策について

健康増進法（平成14年法律第103号）等の趣旨等については、「健康増進法等の施行について」（平成15年4月30日健発第0430001号、食発第0430001号）により既に通知しているところであるが、同法第25条に規定された受動喫煙防止に係る措置の具体的な内容及び留意点は、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

### 記

#### 1. 健康増進法第25条の制定の趣旨

健康増進法第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とこととされた。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義された。

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこを、グループ1（グループ1～4のうち、グループ1は最も強い分類。）と分類している。さらに、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

## 2. 健康増進法第25条の対象となる施設

健康増進法第25条においてその対象となる施設として、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店が明示されているが、同条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

## 3. 受動喫煙防止措置の具体的方法

受動喫煙防止の措置には、当該施設内を全面禁煙とする方法と施設内の喫煙場所と非喫煙場所を喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように分割（分煙）する方法がある。全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効であるが、施設の規模・構造、利用状況等は、各施設により様々であるため、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める必要がある。その際には、公共性等の当該施設の社会的な役割も十分に考慮に入れて、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月。概要は別添のとおり。本文は厚生労働省ホームページ参照のこと。）などを参考にしながら、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行っている場所では、その旨を表示し、また、分煙を行っている場所では、禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い、周知を図るとともに、来客者等にその旨を知らせて理解と協力を求める等の措置を取ることも受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。さらに、労働者のための受動喫煙防止措置は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成8年2月21日付け労働省労働基準局長通達。見直し作業中。）に即して対策が講じられることが望ましい。

## 4. 受動喫煙防止対策の進め方

(1) 都道府県労働局においても職場における受動喫煙防止対策を推進していることから、健康増進法第25条に基づく施策の実施に当たっては、管内労働局との連携を図る。

(2) 健康増進法第25条の対象となる施設の管理者は多岐にわたるが、これら管理者を集めて受動喫煙の健康への悪影響や各地の好事例の紹介等を内容とした講習会を開催するなど、本条の趣旨等の周知徹底を図る。この際、職場における喫煙対策推進のための教育については、「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」（平成12年3月31日付け労働基準局長通達）により都道府県労働局が推進していることに留意する。

(3) 平成15年度より、国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付の対象として、受動喫煙防止施設が追加されていることから、飲食店、旅館等の生活衛生関係営業者に対して、これを周知する。また、都道府県や市町村において、禁煙支援の保健指導、分煙方法の情報提供等を実施している場合、事業者や個人の参加をより一層促すよう努力する。

## 分煙効果判定基準策定検討会報告書の概要

1. 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境たばこ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
2. 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。

### 新しい分煙効果判定の基準

#### (1) 屋内における有効な分煙条件

##### 判定場所その1 [喫煙所と非喫煙所との境界]

- ① デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと）
- ② 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上）

##### 判定場所その2 [喫煙所]

- ① デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が  $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  以下
- ② 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が 10ppm 以下

(2) 大気環境全体を視野に入れた場合の条件は(1)に以下の基準を追加。

- ① 大気の環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の1時間値が  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$  を超えないこと
- ② 大気の環境基準が設定されているガス状物質のうち、1時間値があるもの（二酸化硫黄が 0.1ppm、オキシダントが 0.06ppm）は、その濃度を超えないこと

平成 16 年 12 月 1 日  
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室  
担当: 武井(内線2348)  
平戸(内線2971)  
電話: 03-5253-1111(代表)

## 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」について

保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」については、批准国が 40 力国に達した 90 日後（平成 17 年 2 月 28 日）に発効することとなっており、平成 16 年 11 月 30 日に批准国が 40 力国に達したところである。

我が国では、平成 16 年 6 月 8 日に同条約を批准し、6 月 15 日には関係省庁連絡会議（課長級からなる幹事会）を開催し、各省庁が連携してたばこ対策を推進しているところであり、厚生労働省としても、たばこ対策を着実に推進していくこととしている。

### 1. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に関する今までの状況

- (1) 本条約は、世界保健機関(WHO)の下で策定(平成 15 年 5 月)された保健分野における初めての多数国間条約であり、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的としており、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めたところである。
- (2) わが国は、6 月 8 日(火)にニューヨーク(国連本部)において、19 番目の批准国として国際連合事務総長に受諾書を寄託し平成 16 年 6 月 15 日に関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するために関係省庁連絡会議を設置したところである。
- (3) 平成 16 年 11 月 30 日(日本時間 12 月 1 日)現在で 40 力国が締結したところである。

### 2. 今後について

- (1) この条約は、40 力国が批准してから 90 日後に発効し、発効後 1 年以内に締約国会議の第 1 回会合が招集されることとされている。
- (2) 我が国においては、この条約の発効が確実となったことを踏まえ、今後関係省庁連絡会議(局長級)を開催し、各省庁が連携してたばこ対策を推進することとしている。

別紙1 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約について

別紙2 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の署名及び批准状況

## たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約について

### **1. これまでの経緯**

平成15年 5月 WHO総会において、たばこ規制枠組条約が、原案のとおり、全会一致により採択された。

平成16年 3月 9日 閣議決定（署名、国会提出）  
9日 署名（98番目）  
5月19日 国会承認  
6月 8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託）  
11月30日 批准国が40か国に達する  
(注) 各国の状況（平成16年11月30日現在）  
署名168か国、批准40か国

### **2. 条約の概要及び国内における対応措置**

#### **1. 条約の目的**

たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する。

#### **2. 個別事項**

##### **①普及・啓発、教育、禁煙指導**

喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。  
[ホームページの情報、保健所・市町村における禁煙教育・指導等。]

##### **②受動喫煙等**

屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。  
[健康増進法すでに規定。]

##### **③健康警告表示**

健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。  
[たばこ事業法で規定。昨年表示の見直しを実施。]

##### **④広告**

憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置。  
[たばこ事業法で規定。今年広告規制の強化を実施。]

##### **⑤自動販売機**

未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。  
[成年識別機能付たばこ自動販売機が、今後、導入される予定。]

##### **⑥含有物規制**

締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。  
[締約国会議による指針策定を踏まえ、今後対応。]

#### **3. 全体に係る事項**

##### **①たばこ対策に関する計画の策定**

[各国において、たばこ対策として実施及び予定しているものを取りまとめ、締約国会議に報告。]

##### **②国内調整の仕組み等**

[関係省庁連絡会議を平成16年6月15日付けで設置。事務局は財務省の協力を得て厚生労働省で実施。]

## たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の署名及び批准状況

No.	Participant	Signature date	Ratification, Acceptance (A), Approval (AA), Formal confirmation (c), Accession (a)
1	Norway (AA)	2003年6月16日	2003年6月16日
2	Malta	2003年6月16日	2003年9月24日
3	Fiji	2003年10月3日	2003年10月3日
4	Sri Lanka	2003年9月23日	2003年11月11日
5	Seychelles	2003年9月11日	2003年11月12日
6	Mongolia	2003年6月16日	2004年1月27日
7	New Zealand	2003年6月16日	2004年1月27日
8	India	2003年9月10日	2004年2月5日
9	Palau	2003年6月16日	2004年2月12日
10	Hungary	2003年6月16日	2004年4月7日
11	Myanmar	2003年10月23日	2004年4月21日
12	Slovakia	2003年12月19日	2004年5月4日
13	Cook Islands	2004年5月14日	2004年5月14日
14	Singapore	2003年12月29日	2004年5月14日
15	Mauritius	2003年6月17日	2004年5月17日
16	Maldives	2004年5月17日	2004年5月20日
17	Mexico	2003年8月12日	2004年5月28日
18	Brunel Darussalam	2004年6月3日	2004年6月3日
19	Japan (A)	2004年3月9日	2004年6月8日
20	Bangladesh	2003年6月16日	2004年6月14日
21	Iceland	2003年6月16日	2004年6月14日
22	Kenya	2004年6月25日	2004年6月25日
23	Nauru (a)		2004年6月29日
24	San Marino	2003年9月26日	2004年7月7日
25	Qatar	2003年6月17日	2004年7月23日
26	Solomon Islands	2004年6月18日	2004年8月10日
27	Panama	2003年9月26日	2004年8月16日
28	Jordan	2004年5月28日	2004年8月19日
29	Trinidad and Tobago	2003年8月27日	2004年8月19日
30	Bhutan	2003年12月9日	2004年8月23日
31	Uruguay	2003年6月19日	2004年9月9日
32	Madagascar	2003年9月24日	2004年9月22日
33	France (AA)	2003年6月16日	2004年10月19日
34	Australia	2003年12月5日	2004年10月27日
35	Pakistan	2004年5月18日	2004年11月3日
36	Thailand	2003年6月20日	2004年11月8日
37	Canada	2003年7月15日	2004年11月26日
38	Armenia (a)		2004年11月29日
39	Ghana	2003年6月20日	2004年11月29日
40	Peru	2004年4月21日	2004年11月30日
41	Afghanistan	2004年6月29日	

42	Albania	2004年6月29日	
43	Algeria	2003年6月20日	
44	Angola	2004年6月29日	
45	Antigua and Barbuda	2004年6月28日	
46	Argentina	2003年9月25日	
47	Austria	2003年8月28日	
48	Bahamas	2004年6月29日	
49	Barbados	2004年6月28日	
50	Belarus	2004年6月17日	
51	Belgium	2004年1月22日	
52	Belize	2003年9月26日	
53	Benin	2004年6月18日	
54	Bolivia	2004年2月27日	
55	Botswana	2003年6月16日	
56	Brazil	2003年6月16日	
57	Bulgaria	2003年12月22日	
58	Burkina Faso	2003年12月22日	
59	Burundi	2003年6月16日	
60	Cambodia	2004年5月25日	
61	Cameroon	2004年5月13日	
62	Cape Verde	2004年2月17日	
63	Central African Republic	2003年12月29日	
64	Chad	2004年6月22日	
65	Chile	2003年9月25日	
66	China	2003年11月10日	
67	Comoros	2004年2月27日	
68	Congo	2004年3月23日	
69	Costa Rica	2003年7月3日	
70	Cote d'Ivoire	2003年7月24日	
71	Croatia	2004年6月2日	
72	Cuba	2004年6月29日	
73	Cyprus	2004年5月24日	
74	Czech Republic	2003年6月16日	
75	Democratic People's Republic of Korea	2003年6月17日	
76	Democratic Republic of the Congo	2004年6月28日	
77	Denmark	2003年6月16日	
78	Djibouti	2004年5月13日	
79	Dominica	2004年6月29日	
80	Ecuador	2004年3月22日	
81	Egypt	2003年6月17日	
82	El Salvador	2004年3月18日	
83	Estonia	2004年6月8日	
84	Ethiopia	2004年2月25日	
85	European Community	2003年6月16日	
86	Finland	2003年6月16日	
87	Gabon	2003年6月22日	
88	Gambia	2003年6月16日	
89	Georgia	2004年2月20日	
90	Germany	2003年10月24日	
91	Greece	2003年6月16日	
92	Grenada	2004年6月29日	
93	Guatemala	2003年9月25日	

94	Guinea	2004年4月1日	
95	Haiti	2003年7月23日	
96	Honduras	2004年6月18日	
97	Iran (Islamic Republic of)	2003年6月16日	
98	Iraq	2004年6月29日	
99	Ireland	2003年9月16日	
100	Israel	2003年6月20日	
101	Italy	2003年6月16日	
102	Jamaica	2003年9月24日	
103	Kazakhstan	2004年6月21日	
104	Kiribati	2004年4月27日	
105	Kuwait	2003年6月16日	
106	Kyrgyzstan Lao People's Democratic Republic	2004年2月18日 2004年6月29日	
107			
108	Latvia	2004年5月10日	
109	Lebanon	2004年3月4日	
110	Lesotho	2004年6月23日	
111	Liberia	2004年6月25日	
112	Libyan Arab Jamahiriya	2004年6月18日	
113	Lithuania	2003年9月22日	
114	Luxembourg	2003年6月16日	
115	Malaysia	2003年9月23日	
116	Mali	2003年9月23日	
117	Marshall Islands	2003年6月16日	
118	Mauritania Micronesia (Federated States of)	2004年6月24日 2004年6月28日	
119			
120	Morocco	2004年4月16日	
121	Mozambique	2003年6月18日	
122	Namibia	2004年1月29日	
123	Nepal	2003年12月3日	
124	Netherlands	2003年6月16日	
125	Nicaragua	2004年6月7日	
126	Niger	2004年6月28日	
127	Nigeria	2004年6月28日	
128	Niue	2004年6月18日	
129	Papua New Guinea	2004年6月22日	
130	Paraguay	2003年6月16日	
131	Philippines	2003年9月23日	
132	Poland	2004年6月14日	
133	Portugal	2004年1月9日	
134	Republic of Korea République of	2003年7月21日	
135	Moldova	2004年6月29日	
136	Romania	2004年6月25日	
137	Rwanda	2004年6月2日	
138	Saint Kitts and Nevis	2004年6月29日	
139	Saint Lucia	2004年6月29日	
140	Saint Vincent and the Grenadines	2004年6月14日	
141	Samoa	2003年9月25日	
142	Sao Tome and Principe	2004年6月18日	
143	Saudi Arabia	2004年6月24日	
144	Senegal	2003年6月19日	
145	Serbia and Montenegro	2004年6月28日	

146	Slovenia	2003年9月25日	
147	South Africa	2003年6月16日	
148	Spain	2003年6月16日	
149	Sudan	2004年6月10日	
150	Suriname	2004年6月24日	
151	Swaziland	2004年6月29日	
152	Sweden	2003年6月16日	
153	Switzerland	2004年6月25日	
154	Syrian Arab Republic	2003年7月11日	
155	Timor-Leste	2004年5月25日	
156	Togo	2004年5月12日	
157	Tonga	2003年9月25日	
158	Tunisia	2003年8月22日	
159	Turkey	2004年4月28日	
160	Tuvalu	2004年6月10日	
161	Uganda	2004年3月5日	
162	Ukraine	2004年6月25日	
163	United Arab Emirates	2004年6月24日	
164	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	2003年6月16日	
165	United Republic of Tanzania	2004年1月27日	
166	United States of America	2004年5月10日	
167	Vanuatu	2004年4月22日	
168	Venezuela	2003年9月22日	
169	Vietnam	2003年9月3日	
170	Yemen	2003年6月20日	

## たばこ対策関係省庁連絡会議の設置について

平成16年6月15日

### 1. 趣旨

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2. 構成員

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

### 3. 幹事会

連絡会議の下に、別紙で構成する幹事会を置く。

幹事会の構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

幹事会の下に、ワーキンググループを設けることができるものとする。

### 4. 事務局

連絡会議の事務局（庶務）は、財務省理財局総務課たばこ塩事業室の

協力を得て厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において処理する。

### 5. その他

会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

関係省庁連絡会議構成メンバー

人事院（職員福祉局長）  
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当））  
警察庁（生活安全局長）  
総務省（情報通信政策局長）  
公正取引委員会（取引部長）  
法務省（官房長）  
外務省（国際社会協力部長）  
財務省（理財局長）  
文部科学省（スポーツ・青少年局長）  
厚生労働省（健康局長）  
農林水産省（生産局長）  
経済産業省（通商政策局長）  
国土交通省（総合政策局長）  
環境省（地球環境局長）

幹事会メンバー

人事院（職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室長）  
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）青少年育成第二担当参事官）  
警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）  
総務省（情報通信政策局地上放送課長）  
公正取引委員会（取引部消費者取引課長）  
法務省（官房秘書課国際室長）  
外務省（国際社会協力部専門機関行政室長）  
財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）  
文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）  
厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）  
厚生労働省（労働基準局安全衛生部環境改善室長）  
農林水産省（生産局特産振興課長）  
経済産業省（通商政策局国際経済室長）  
国土交通省（総合政策局交通消費者行政課長）  
環境省（地球環境局総務課長）

警察庁丙少発第 21 号  
財 理 第 2451号  
健 発 第0628001号  
平成 16 年 6 月 28 日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 沢田 義也  
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長 安慶名 忍  
社団法人日本たばこ協会会長 デビッド・スチュアート・フェル  
社団法人日本フランチャイズ・チェーン協会会長 松岡 康雄  
日本チェーンストア協会会長 川島 宏  
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次  
社団法人日本ボランタリー・チェーン協会会長 村内 道昌  
社団法人日本セルフ・サービス協会会長 増井 徳太郎  
日本カラオケスタジオ協会会長 河合 平一  
日本複合カフェ協会会長 加藤 博彦

} 殿

警察庁生活安全局長

財務省理財局長

厚生労働省健康局長

#### 未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、ご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。さて、昨年12月に、青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全ての国務大臣）において、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「青少年育成施策大綱」が決定されました。本大綱の施策の中には、たばこの未成年者に対する販売等の防止についても盛り込まれており、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化するとともに、未成年者の自用に供することを知ってたばこを販売する行為などについては、所要の検査及び適正な処分を行う旨規定されています。

東京都など地方公共団体においても青少年健全育成のための積極的な取組みが見られるところです。

翻って現下の不良行為少年の補導人員の状況を見ると、その総数は、この10年間に2倍に増加し、そのうち喫煙によるものが4割強を占めるなど、未成年者喫煙防止はますます重要な課題となってきていると考えられます。

また、近年、主要国においては、未成年者へのたばこの販売を防止するための取組みが推進されており、今月に我が国が締結した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「未成年者に対するたばこの販売を禁止するため、効果的な措置を実施する」（第16条1）旨が要請されているところです。

このような現状を踏まえると、今後のたばこ販売における未成年者喫煙防止のため、基本的に次の点に留意すべきであると考えられます。

まず、たばこを販売する際には、販売者が顧客に対面するよう心がけ、未成年者が喫煙する疑いがある場合は、年齢確認の措置を確実に講じた上で販売を行うことが必要です。また、喫煙経験のある中・高生のたばこの入手先について、「自動販売機で買う」と回答した者の割合が7割を超えていることを勘案すると、必ずしもたばこ自動販売機の十分な管理・監督が行われない場合には、未成年者喫煙防止の観点からその撤去が行われる必要があると考えています。

もとより、未成年者喫煙問題はたばこ販売業者を始めとするたばこ関係業界だけの取組みで解決できるものではなく、家庭、学校、地域社会、及び国・地方の取組みが一体となって初めて達成できるものであることは論を待ちません。関係省庁としても、政府部内の連絡・協調を密にして、医療関係者等に対する啓発、関係業界に対する調査・指導及び取締り、並びにより効果的な未成年者の喫煙防止方策の検討について、一層適切に取り組んでいく考えです。

以上を踏まえ、関係業界の皆様には、未成年者喫煙防止に向けて、下記の取組みを行っていただくよう要請するとともに、傘下会員等に周知していただくようよろしくお願ひいたします。

## 記

### 1. 未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること。

このため、たばこ小売販売業者が自動販売機によりたばこを販売する場合は、店内又は店舗と接して設置することとし、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

また、たばこ小売販売業者が施設（工場、事務所等自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限ると認められるものは除く。）において、その施設の内部に設置した自動販売機により、その施設の利用者等を対象としてたばこを販売する場合についても、未成年者喫煙防止の観点からその自動販売機の管理について責任を負う者（従業員又は管理者等）のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

### 2. 不良行為少年の補導の実態にかんがみ、ゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の出入り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、上記1.に掲げる具体的措置を、重点的に行うこと。

### 3. 対面販売の場合を含め、平成14年2月18日付文書で要請した「年齢確認の徹底」、「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」、「従業員研修等の実施」、「未成年者喫煙防止の注意喚起」についても、引き続き適切に実施すること。